

八王子市教育委員会 殿

学 校 名 八王子市立中山小学校
校長氏名 鈴 木 淳 公 印

令和7年度 特別支援教室の教育課程について（届）

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則第16条により、学校教育法施行規則第140条の規定に基づく、特別支援教室による指導を下記のとおりお届けします。

記

1 特別支援教室の教育目標

- (1) 学校の教育目標である「楽しく学ぶ子ども」、「楽しく遊ぶ子ども」、「楽しく鍛える子ども」の達成をめざし、発達上の課題や特性に応じた最適な指導を行うことで情緒の安定を図り、心身の調和的発達の基盤を培う。
- (2) 発達上の課題や特性からくる認知の偏りや身体機能に起因する学習や作業等の困難さを解消するため、特性に応じた支援を行い、在籍学級での学習への参加意欲を高めることをめざす。

2 教育目標を達成するための基本方針

- ・学校生活支援シートや、連携型個別指導計画を活用し、保護者、在籍学級担任、巡回指導教員、関係諸機関と児童の実態や指導の目標・評価を年3回共有し、個に応じた指導を行う。
- ・校内委員会において、在籍学級担任、巡回指導教員、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、特別支援教室専門員、養護教諭、スクールソーシャルワーカー等と協働し、指導及び支援の充実を図る。
- ・特別支援教室専門員が、児童の日常生活の様子を把握し、情報を関係者と共有することで児童の実態に合った指導を行う。
- ・巡回相談心理士の専門的な指導や助言を校内委員会等において、在籍学級、巡回指導教員等で共有し指導及び支援の充実を図る。

3 指導の重点

- ・自立活動においては、児童一人ひとりの困難さに基づき、主に心理的な安定、人間関係の育成、コミュニケーション能力の育成を中心に指導を行う。
- ・在籍学級における学習内容のうち適切に身に付けるべき内容について、児童一人ひとりの抱える課題や障害の特性に応じて、自立活動において教科と関連付けながら適切な指導を行う。

4 その他の配慮事項

- ・児童の実態を十分に踏まえ、在籍担任、巡回指導教員、特別支援教室専門員及び保護者と連携を密に取り、校内委員会を活用して指導内容・指導時間等の見直しや、退室、指導の延長、再入室についての適切な評価を図る。
- ・児童の実態に即して、小集団学習、個別学習の指導内容や授業の1単位時間の設定を工夫する。
- ・保幼小との連携や、小中一貫教育の日等を活用し、中学校との連携を密にすることで継続した支援を行う。